

個人情報保護システムの構築が急務 法律要綱案策定までの経緯

個人情報保護への関心の高まり

日本でも、最近、個人情報保護への関心が急速に高まっている。それは、内閣に置かれている高度情報通信社会推進本部（1994年設置、本部長＝内閣総理大臣）に1999年7月に設けられた個人情報保護検討部会が同年11月19日に「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」をとりまとめたことと密接に関係している。また、この中間報告で提言された、個人情報保護に関する基本法について、高度情報通信社会推進本部に2000年1月に設けられた個人情報保護法制化専門委員会が本年夏には法律要綱案をまとめる予定になっていることも、それに拍車をかけている。ここでは、日本でこのような検討が行われるようになった経緯、中間報告などについて述べることにする。

本年度中に個人情報保護検討部会を設置の予定

個人情報保護検討部会は、前述のように、1999年11月19日、中間報告をとりまとめたが、その設置の経緯などは、次のように要約することができる。

個人情報保護検討部会は、すぐ後で言及する住民基本台帳法一部改正法案との関係で設置されるようになったと理解している人もいるが、高度情報通信社会推進本部では、それ以前から個人情報保護検討部会を設けることが決まっていた。高度情報通信社会推進本部は、「電子商取引等の推進に向けた日本の取組み」（1998年6月）を受け、同年11月9日、プライバシー保護に関する記述をほぼすべて取り入れて「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を決定し、1999年4月16日、この基本方針に基づき、具体的かつ明確な目標、スケジュールを示した

アクション・プランを決定した。その中で、「個人情報保護の在り方を検討するため、平成11年中に高度情報通信社会推進本部の下に検討部会を設置する」旨が定められていた。

住民基本台帳法改正法案審議と個人情報保護検討部会の設置

その後、国会において、住民基本台帳法一部改正法案の審議が本格的になされるようになった。

国会では、改正法案の審議の過程で個人情報保護に関する議論が活発化してきた。それは、次のようにまとめることができる。

1999年5月6日の午前から午後にかけて、衆議院地方行政委員会で、参考人質疑が行われた。私は午後の最初に意見を表明し、各党の議員から質問を受けた。その質疑の中で、包括的個人情報保護法の議論がかなり展開され、その必要性が多く議員によって強調された。この日の議論が個人情報保護法論議活発化の1つの大きなきっかけになっているとみられている。

このような過程を経て、6月4日には、自由民主党、自由党および公明党・改革クラブの三党派によって、個人情報保護法に関する確認書が交わされた。

また、国会では、6月10日の衆議院地方行政委員会において、小淵恵三内閣総理大臣（当時）が「包括的個人情報保護法の具体的なイメージが十分明らかではありませんが、民間部門をも対象とした個人情報保護のあり方につきましては、政府全体として、総合的に検討し、法整備を含めたシステムを速やかに整えてまいり所存でございます」と答弁した。その翌日の6月11日、地方行政委員会は、住民基本台帳法改正法案の附則に「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期すため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」という第2項

を加える修正案を賛成多数で可決した。

住民基本台帳法改正法案をめぐる国会の議論も踏まえ、「個人情報保護検討部会について」という高度情報通信社会推進本部長決定が、7月14日になされた。

その個人情報保護検討部会の第1回会合が7月23日に首相官邸で開かれ、小淵総理の挨拶の後、私は座長に選任された。

マスコミにスクープされた検討会の審議と中間報告

検討部会は、10月初旬までに6回にわたって会議を開き、各委員の意見表明、関係省庁・関係団体などからのヒヤリングを行った。それらを踏まえて、10月20日には、個人情報保護検討部会において、「個人情報の保護について」と題する座長私案を示し、審議した。これは、マスコミによって事前にスクープされるほどに関心を集め、また、新聞の社説でも取り上げられた。

11月9日には、この座長私案に説明を加えた中間報告（案）を提示し、同月19日には、「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」をとりまとめた。

中間報告は、4部構成になっている。10月20日に示した座長私案の構成と基本的には同じである。全体の構成は、次のようになっている。

- I はじめに
 - 1 背景
 - 2 個人情報保護検討部会の設置の経緯
 - 3 個人情報保護を巡る内外の状況
 - 4 個人情報を保護するに当たって考慮すべき視点
 - 5 検討経過及び個人情報保護システムの速やかな整備の必要性
- II 個人情報保護システムの基本的考え方

- 1 個人情報保護の目的
 - 2 保護すべき個人情報の範囲
 - 3 個人情報保護のために確立すべき原則
- Ⅲ 個人情報保護システムの在り方
- 1 基本的考え方
 - 2 基本法に盛り込むべき内容
 - 3 基本法の意義
 - 4 個別法等
 - 5 自主規制
 - 6 複層的な救済システムの在り方の検討
 - 7 悪質な不適正処理などを行った者に対する制裁措置の検討
- Ⅳ 今後の進め方等
- 1 法制的な観点からの専門的な検討のための体制の整備
 - 2 国民等の意見の聴取

日本における個人情報保護システム構築の必要性

中間報告の「Ⅲ個人情報保護システムの在り方」で述べているところが全般的状況を理解する上で重要である。

中間報告は、「1 基本的考え方」について、次のように説いている。

「我が国において、すでに社会一般に広く個人情報の利用が進んでいる現状にみると、民間部門をも対象とした個人情報保護システムの整備は喫緊の課題である。

しかし、民間における個人情報の利用の形態やその程度は分野によって様々であるので、個別法による公的関与や民間における自主規制など、個別分野ごとの利用の特性に応じた保護を図っていく手法の利点を十分生かしていくことが不可欠である。

また、個人情報利用の分野の拡大及び高度化など今後起り得る様々な状況の変化に的確に対応し得るような全体として柔軟なシステムの構築を目指す必要がある。

したがって、我が国の個人情報保護システムの在り方としては、まず、官民を通じた基本原則の確立を図ることとし、あわせて保護の必要性が高い分野につい

ては個別法の整備を図るとともに、民間における業界や事業者などの自主規制などの自主的な取組みを促進し、これらを全体として組み合わせて最適なシステムとして構築することを基本とすることが適当である。

このような観点から、我が国の個人情報保護システムの中核となる基本原則などを確立するため、全分野を包括する『基本法』を制定することが必要である。」

大きな意義ある基本法の制定

中間報告は、「Ⅲ個人情報保護システムの在り方」の中の「3 基本法の意義」において、基本法制定の意義を次のようにまとめた。

「個人情報の保護に関して、民間部門をも対象とした基本的な原則などが確立されていない現状にある我が国において、個人情報の保護の目的、範囲、基本原則が明確にされることの意義は極めて大きいものと考えられる。

すなわち、我が国においては、個人情報保護の問題はここ30数年の間に議論されるようになった比較的新しい問題であるだけに、その重要性は指摘されながらも統一的な考え方などが示されていたとはいえない状況であった。

しかし、基本法を定めることによって個人情報保護の理念が明らかにされることとなり、このことは我が国における個人情報保護の概念の明確化という意味において、大きな一歩となるといえる。

また、個人情報の取扱いに関して、民間部門をも対象とした一般的な基本原則などが明らかにされることは、国民1人1人にとっても、自らの個人情報が保護されるべきであると同時に、他人の個人情報を保護しなければならないという現代社会にとって必要不可欠な基本ルールが確立されることとなる。

さらに、基本原則等が確立されれば、国および地方公共団体においては、その趣旨の通り、個人情報の保護のため法律上の措置、条例上の措置をはじめと

して様々な施策を講じていくこととなるほか、一般多数の民間の事業者、業界においても、基本原則の遵守に向けた様々な努力が払われることが期待される場所であり、これらの結果として、我が国における個人情報の保護は大きく前進すると考えられる。

このような意味においても、個人情報保護システムの中核となる基本法の制定を急ぐべきである。」

中間報告で基本法制定を明確に打ち出した意義は、日本における個人情報保護の歴史において極めて大きいことを認識すべきである。

高度情報通信社会推進本部での基本的法制確立に向けた決定

高度情報通信社会推進本部は、1999年12月3日に会議を開いた。私は、個人情報保護検討部会の座長として、中間報告を本部長である小淵内閣総理大臣に手交し、その概要について説明した。その場で、「我が国における個人情報保護システムの確立について」という高度情報通信社会推進本部決定がなされた。その内容は、「政府としては、本年11月に取りまとめられた『高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会中間報告』を最大限尊重し、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的検討を進める」というものであった。

これを受けて、前述のように、個人情報保護法制化専門委員会が設けられ、現在、法制的観点から専門的な検討が精力的に進められている。それは、個人情報保護に関する基本的な法制の確立に向けての検討であり、国民1人1人にかかわる個人情報ないしプライバシーを法的にどのように保護するかという問題である。基本的な法制を含む個人情報保護システムは、インターネットの世界でも重要な意味を持つことになるので、この審議に大きな関心を寄せることが必要である。

(編部政男 中央大学法学部教授)



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp